

四日市市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第7号

四日市市立こども園条例の一部を改正する条例

四日市市立こども園条例（平成28年四日市市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立楠こども園	(略)
<u>四日市市立神前こども園</u>	<u>四日市市高角町2985番地1</u>

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立楠こども園	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市立保育所条例の一部改正)

2 四日市市立保育所条例（昭和26年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立磯津保育園	(略)
四日市市立桜台保育園	(略)
(略)	

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立磯津保育園	(略)
<u>四日市市立神前保育園</u>	<u>四日市市高角町2985番地1</u>
四日市市立桜台保育園	(略)
(略)	

(四日市市立幼稚園条例の一部改正)

- 3 四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	

四日市市立川島幼稚園	(略)
四日市市立三重幼稚園	(略)
(略)	

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立川島幼稚園	(略)
四日市市立神前幼稚園	四日市市高角町338番地1
四日市市立三重幼稚園	(略)
(略)	

(こども未来部保育幼稚園課)